

【リンクに関する特約】

第1条（適用範囲）

本特約は、会員規定、「横浜バンクカードS u i c a特約」、「東日本旅客鉄道株式会社I Cカード乗車券取扱規則」（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号。以下「I Cカード取扱規則」といいます。）、「東日本旅客鉄道株式会社S u i c a電子マネー取扱規則」（平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号。以下「電子マネー取扱規則」といいます。）および「東日本旅客鉄道株式会社地域連携I Cカード乗車券取扱規則」（2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下「地域連携I Cカード取扱規則」といい、以下総称して「会員規定等」といいます。）に対する特約であり、会員規定等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規定等によるものとします。なお、I Cカード取扱規則および地域連携I Cカード取扱規則による場合、「利用者」を「会員」、電子マネー取扱規則による場合、「S u i c a電子マネー」を「S F」、「利用者」を「会員」とそれぞれ読み替えることとします。

第2条（リンクサービス）

「リンク」とは、本件カードと、I Cカード取扱規則に定める記名S u i c a（電子マネー取扱規則に定める「I Cカード等」のうち記名されたものも含まれます。）または地域連携I Cカード取扱規則に定める「記名地域連携I Cカード」（以下総称して「記名S u i c a等」といいます。）の情報を関連付ける第3条に定める手続き（以下「リンク設定」といいます。）を会員が完了することにより、次の各号に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を可能にすることをいいます。

- （1）本件カードを決済カードとした記名S u i c a等による「オートチャージに関する特約」に定める「オートチャージサービス」
- （2）その他両社が別に定めるサービス

第3条（設定方法）

1. リンク設定および解除については、会員が本特約を承認かつ同意し、S u i c aの処理が可能なJ R東日本またはJ R東日本が提携している会社もしくは組織の運営する現金自動預払機等により行うこととします。また、リンク設定の変更は、会員自らが設定解除後に再設定することにより行うこととします。
2. リンク設定は、次の各号の条件に合致し、かつ両社の承認を得ることが必要です。
 - （1）リンク設定を行う本件カードと記名S u i c a等に登録された情報のうち、氏名・生年月日・性別のすべてが一致すること
 - （2）リンク設定を行う記名S u i c a等がS F対応であること
 - （3）リンク設定を行う記名S u i c a等が、J R東日本が別に定める記名S u i c a等ではないこと
 - （4）リンク設定を行う本件カードが他の記名S u i c a等と既にリンクしていないこと
 - （5）リンク設定を行う記名S u i c a等が、株式会社ビューカードが発行するクレジットカード

ド（家族カードを含みます。）または「ビューTypeⅡ提携カードに関する特約」に定める「ビューTypeⅡ提携カード」と既にリンクしていないこと

(6) リンク設定を行う本件カードおよび記名S u i c a等のいずれも無効なカードでないこと

3. リンクした本件カードおよび記名S u i c a等のいずれかが無効なカードとなった場合、本サービスの利用を停止することとします。

4. 両社が必要と認めた場合には、何らの通知、催告なくして本サービスを停止することがあります。

第4条（免責事項）

不可抗力、システム上のトラブル、第3条第2項各号に合致しない場合等の理由を問わず、本サービスが実施できないことにより会員に生じる不利益、損害については、両社はいかなる責任も負わないこととします。